

◎新潟県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

聖籠町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 聖籠町公共下水道

3 事業施行期間

平成16年1月9日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成16年新潟県告示第27号の事業地のうち東港一丁目地内において事業地を変更する。